



情報共有化勉強会をオンデマンド方式で実施

■ 情報共有化勉強会 (令和3年3月18日～31日)

本年度の情報共有化勉強会は、会場で実施することにより密な状態になることを避けるため、会員限定かつ期間限定でのオンデマンド方式により実施しました。この方式による実施は初の試みで具体的な方法を模索しながらの実施となり、外部講師に依頼して講演を収録することが困難であると思われたことから、本年度は内部講師のみによる勉強会としました。

◆ LL紙パックリサイクル推進研究会の活動紹介 [LL紙パックリサイクル推進研究会 座長/カゴメ株式会社 杉野 友昭]

LL研のあゆみ、主な活動などについての話がありました。

◆ 容器法最新情報 [印刷工業会液体カートン部会環境委員長/大日本印刷株式会社 國弘 武嗣氏]

容器包装リサイクル法に関する基本的な事柄の他、アルミ付紙パックの周辺で最近の課題となっているプラスチック資源循環施策のあり方などについて説明していただきました。

◆ アルミ付紙パックのマテリアルフロー (2018年度実績) [LL研事務局/株式会社エコイプス 有間 俊彦]

2018年度におけるアルミ付紙パックの回収率の状況やその推計方法、直近の課題等についての説明がありました。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響による一部行事の中止と来年度の見通し

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、

年度当初に計画していた行事を予定どおりに進めることができませんでした。7月に会員全体会議をオンライン方式で、情報共有化勉強会を上記のようにオンデマンド方式で実施しましたが、施設見学会は中止し、エコプロダクツ展も会場での開催が中止となったことにより同展示会への出展協力は見送りとなりました。

2021年度も引き続き同感染症の影響があることが想定されます。そうした中でも、オンラインやオンデマンドの方式を活用し、また、状況を見ながら可能であれば従来どおりの方式で行うなどして、LL研の活動を行っていきたいと考えております。2021年度も引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

再生可能な資源であるLL紙パックをより有効に利用するためのリサイクル促進に、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。また、LL紙パックのリサイクル事例に関する情報がありましたら、お寄せください。

LL紙パックリサイクル推進研究会
<http://ll-pack-recycle.org/>
座長 杉野 友昭 (カゴメ株式会社)



事務局
株式会社エコイプス 有間
東京都文京区音羽 1-15-15-313
TEL.03-6802-7281 FAX.03-6663-8880

LL 紙パックリサイクル推進研究会 会則

平成 20 年 4 月 1 日 制定
平成 29 年 2 月 24 日最終改正

(役員等の任期)
第 11 条 本会の役員等の任期は 1 年とし、再任を妨げない。退職・異動等の事情による任期中途の役員等の交代については退任する委員が交代する委員を指名する。但し、交代により指名された委員の任期は、他の役員と同時に終了するものとする。

第 4 章 運営および会計
(事業年度)
第 12 条 本会の事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。
(会員全体会議)

第 13 条 本会の事業運営に関し、運営委員会を経て決議した予算及び計画を会員に報告するため、会員全体会議を開催する。
2 会員全体会議は原則として年 1 回、座長が招集する。
3 会員全体会議の議長は座長が行う。但し、議長を副座長若しくは運営委員から座長が指名することが出来る。
(運営委員会)
第 14 条 本会の予算及び計画をはじめとする事業に関し審議するため、運営委員会を開催する。

2 運営委員会は原則として年 3 回、座長が招集する。但し、座長が必要と認めるときは、臨時運営委員会を招集することができる。
3 運営委員会の判断により、運営委員会内に各種部会をおくことができる。
4 運営委員会の議長については第 13 条第 3 項の規定を準用する。
5 運営委員会の成立には、委員総数の半数を超える委員が出席することを必要とする。やむを得ない事情で出席できない運営委員は、委任状の提出により、出席者の数に加えるものとする。
(会費)

第 15 条 会費は運営委員会において決議し、書面にて会員に通知する。
2 各会員は本会からの請求に基づき、期日までに会費を納入しなければならない。
(事務局)

第 16 条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。
(会則の変更)
第 17 条 この会則に規定のないものの追加、会則の修正等が必要な場合は、運営委員会で検討の上、定める。会員全体会議にて会員に報告する。

附 則 この会則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この会則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この会則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この会則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この会則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この会則は平成 28 年 5 月 18 日から施行する。
附 則 この会則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 章 総則
(名称)
第 1 条 本会は、LL 紙パックリサイクル推進研究会と称する。
(事務所)
第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。
(目的)
第 3 条 本会は、資源・エネルギーの有効利用を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的に、LL 紙パックのリサイクルについて、調査・研究及び会員間の啓発を行うことを目的とする。
第 2 章 事業
(事業)
第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
一 LL 紙パックのリサイクルのための調査・研究
二 LL 紙パックについての環境情報の普及・啓発
三 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業
第 3 章 組織
(構成)
第 5 条 本会の正会員は LL 紙パックを利用もしくは製造する企業、団体（ホールディングス会社等の関連会社を含む）または LL 紙パックのリサイクルを実施もしくは推進している企業、団体とし、本会の目的に賛同し、所定の正会員会費を納入したものとする。
2 本会の賛助会員は LL 紙パックリサイクルを実施又は推進している企業、団体（ホールディングス会社等の関連会社を含む）の中で、古紙回収業、再生紙製造業等に携わり、本会の目的に賛同し、所定の賛助会員会費を納入したものとする。
(入会)
第 6 条 本会に入会しようとする者は、運営委員会の承認を得なければならない。
(退会)
第 7 条 会員が退会しようとするときは、事前に書面をもって座長に届け出なければならない。
(役員及び定数)
第 8 条 本会に次の役員等を置く。
座長 1 名 副座長 2 名 監事 1 名 運営委員（座長、副座長、監事を含む）5 名以上 10 名以内
(役員の選任・会務)
第 9 条 運営委員は正会員の自薦、他薦とする。
2 運営委員会において運営委員のうちから座長、副座長、監事を互選する。
第 10 条 役員の会務を次の通り定める
一 座長は本会を代表し会務を統括する。
二 副座長は座長を補佐し、座長が会務に支障のあるときは、その職務を代理する。
三 監事は本会における各年度の会計報告を監査する。

No.	区分	会社名/団体名	No.	区分	会社名/団体名
1	正会員	株式会社伊藤園	17	正会員	大日本印刷株式会社
2	正会員	カゴメ株式会社	18	正会員	東京製紙株式会社
3	正会員	キッコーマン飲料株式会社	19	正会員	凸版印刷株式会社
4	正会員	キリンホールディングス株式会社	20	正会員	日本製紙株式会社
5	正会員	熊本県果実農業協同組合連合会	21	正会員	日本テトラパック株式会社
6	正会員	ゴールドバック株式会社	22	正会員	北越パッケージ株式会社
7	正会員	四国化工機株式会社	23	正会員	ウエストロックアジア株式会社
8	正会員	名古屋製酪株式会社	24	正会員	印刷工業会
9	正会員	日世株式会社	25	正会員	一般社団法人全国清涼飲料連合会
10	正会員	株式会社ふくれん	26	正会員	日本豆乳協会
11	正会員	マルサンアイ株式会社	27	正会員	一般社団法人日本乳業協会
12	正会員	株式会社明治	28	賛助会員	コアレックス信栄株式会社
13	正会員	森永乳業株式会社	29	賛助会員	株式会社日誠産業
14	正会員	株式会社ヤクルト本社	30	賛助会員	丸富製紙株式会社
15	正会員	雪印メグミルク株式会社	31	賛助会員	株式会社山田洋行商店
16	正会員	石塚王子ペーパーパッケージング株式会社	32	賛助会員	株式会社米田商店